

市民病院の再整備用地について

1 趣旨

市民病院の再整備については、「現三ツ沢公園の一部及び隣接する民有地」を移転候補地とし、地権者と用地取得に向けた本格的な交渉を行います。

2 経過

市民病院の再整備については、4方面5か所の候補地を検討してきましたが、平成25年3月の「横浜市立市民病院再整備検討委員会」（9局11人の局長級職員により構成）検討状況報告書において、「三ツ沢公園について、病院敷地との交換による再整備など都市公園法等の課題解決に向けて引き続き検討を行う。」とされました。

これに基づき、公園を所管する環境創造局をはじめとする関係局と公園面積を減少させないための方策や代替地等に関する検討を進めてきました。

なお、羽沢地区については、引き続きまちづくりの方向性の検討に更なる時間を要する見込みであることから、三ツ沢公園での整備に向けて民有地の取得及び当該用地での整備に関する具体的な検討を進めていきます。

3 候補地

(1) 概要

	所在地	面積（概算）
(A) 三ツ沢公園の一部 （野球場及びその周辺）	神奈川区三ツ沢西町 66-1 他	※ 13,000 m ² 程度
(B) 民有地 （神奈川区部分）	神奈川区三ツ沢西町 34-10	約 11,200 m ²
(C) 民有地 （西区部分）	西区宮ヶ谷 25-6	約 5,600 m ²
面積合計（新病院の建設に必要な敷地面積）		30,000 m ² 程度

※ 公園部分の活用面積については、新病院の建設に必要な敷地面積（30,000 m²程度）の確保を前提に、今後関係局と調整し、決定していきます。

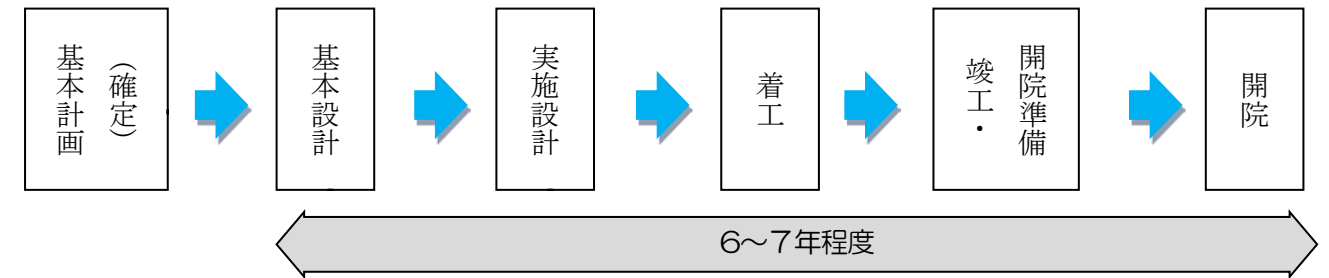
(2) 選定の理由

- ア 公園の一部を病院用地としても、隣接する民有地を活用するとともに、現市民病院敷地を公園に転換することで、全体として公園面積は減少しないこと。
- イ 公園内にある現在の野球場は不整形であり、現市民病院敷地を公園とし野球場を再整備することで、公園機能の向上が図れること。
- ウ 緑地の減少が最小限ですむこと。
- エ 移転先が現病院から近く、診療圏や連携する病院・診療所等への影響が極めて軽微であること。
- オ 病院の立地としては横浜駅からより至近となり、利便性が向上すること。
- カ 病院と公園が一体となった災害対策機能の向上が図れること。
- キ 病院と公園がそれぞれの機能を補完しあうことによって、高齢社会に向けた市施策の推進、にぎわいの創出などの効果が見込めること。

4 今後の進め方

候補地の選定と並行して、現在、医療機能にかかる基本計画の作成に取り組んでいます。今後、構造設備の検討とあわせ、再整備基本計画としてまとめていきます。

（再整備までの流れ（想定））



※ 基本計画の確定・基本設計の着手は、用地の決定が前提となります。

<参考>

